

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

45号

発行 2014年12月10日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi.net.or.jp/~w9m-situ/>



高裁控訴審第一回口頭弁論報告

二、原告による意見陳述

まず最初に原告の平島さん（写真）が意見陳述を行いました。爆音による被害の状況を切々と訴えました。（自身の経験として）休耕が無くて寝込んでいたときにも寝取れなく爆音が止まらないから、回復する努力・体力まで削がれました。自身の言葉で、しっかりと裁判官に伝えました。実は、平島さんの意見陳述を作りました。私は、平島さんの意見陳述を行いましたが、この意見陳述などをした後、2名の原告が意見陳述を行いました。

三、弁護団による意見陳述

続いて、4人の弁護士が意見陳述をおこないました。まずは、吉田謙介弁護士からは、平島さん

についての意見陳述がおこなわれました。浜地方裁判所の第一審判決は、米軍機に対する差止めを下す上で初めての判決ではあるが、米軍機に対する差止めは認められず、眞に被爆は権限されないことをまず指摘しました。すると、第一審判決は、米軍機の差止めについて、因に差してその支配の及ぼない第三者の行為の差し止めを請求するものであり、周辺住民はその差止めを差しめるべきをもたないと判断しまし

たが、第一審で原告が主張したように、国民の意見陳述が行われる差し止め請求を立てて原告を差しめた。そこで、原告が受けている被害について意見陳述をおこないました。私は、平島さん（写真）が意見陳述を行った後に第一審判決を根本的に見直さなければならぬことを述べました。

四、最後に

控訴審ははじまったばかりですが、すでに原告が受けている被害について意見陳述をおこないました。私は、平島さん（写真）が意見陳述を行った後に第一審判決を根本的に見直さなければならぬことを述べました。

控訴審第一回口頭弁論期日の報告が田されました。いよいよ本合戦は取り組みます。本合戦は2月1日に横浜地方裁判所で開かれました。控訴審の第一回口頭弁論期日が開かれました。

第一回口頭弁論期日では、毎日干鶴の陳述などをした後、2名の原告が意見陳述を行いました。その後に弁護団も意見陳述を行いました。

第一回口頭弁論期日では、毎日干鶴の陳述などをした後、2名の原告が意見陳述を行いました。その後に弁護団も意見陳述を行いました。

報告
北村
理美
弁護士

報告

報告

報告

報告

報告

報告

報告

訴書は、どうしたら裁判官に爆音の被害のひどさを伝えるか一生懸命考え、つづりを選び、時間をかけて丁寧に作られたものです。その平島さんの気持ちは裁判官にも十分伝わったのではないかと思います。

次に、藤川英治同僚の意見陳述が行われました。（本地区の現状、過去3回の裁判で「違法状態にある」とされているにもかかわらず爆音被害は一向に改善せず、飛行場地機能が強化されていることを具体的に述べた後、原告が何よりも求めている行為による被害の緩和、すなはち飛行の遅延の差止めを訴える意図）として、飛行の差止めは、自衛隊機だけではなく、自衛隊機よりもはるかに住民の生活を脅かしている米軍機についてもおこなわれなければ、被害の根本的な解決にはならないことを力強く述べました。回復らしい、遅延を示すものを作りました。

石坂豊正弁護士からは、相互保護、将来請求、附帯控訴についての意見陳述をおこないました。相互保護とは、ある外国人の本国籍において日本人が被害者となれたときには、国家賠償制度により救済される場合に限りて、その外国人に日本の国籍法による救済を認めるというものです。第一審裁判が、この相互保護主義にもとづき、フィリピン人原告について国家賠償請求を却した点について、平等原則、国際協調主義など、法上の原則に照らして不當であることを述べました。



弁護士会館前で
意見陳述



意見陳述書

大和市在住：藤田 榮治さん



第1 経歴等

私は、厚木基地の滑走路の北側、約2、3キロの地域にある大和市市外間に、1945年から住んでいます。ですから私は50年以上もの間、厚木基地の爆音の被害を受けながら生活をしてきましたと云えます。

私は1997年、5047名の原告で、第三次厚木爆音訴訟を提訴したときに原告団の事務局長になり、この時から裁判に慣れています。そして、2001年1月に提訴した第4次訴訟で、原告団の团长となり現在に至っています。

訴訟して以来、原告のかたには、裁判の結果をみるとなく、亡くなられた我々先輩や、役員として献身的な努力を続けていた仲間、また高齢や病で倒れた者も多くあります。

これら原告の裁判に寄せる切実な思いを代表して意見を述べさせて頂きます。

第2 厚木基地の状況と被害

1.始めに、厚木基地の状況について述べます。

厚木基地は日本の海上自衛隊と、米海軍航空団が使用している基地ですから自衛隊と米軍機が相手好に飛び交い、基地周辺住民は日常その爆音に悩まされています。

厚木基地を飛来する軍用機は、民間空港と異なり、定められた時間で定期的に飛ぶのではなく、突然編隊飛行や戻り飛行、低空飛行、また早朝から深夜にわたりて飛行訓練を繰り返すことが当たり前のようになっています。

そしてその爆音のうるささは、自衛隊でも機種によっては95デシベルを超える音を出し、また低音端であっても低周波の近く長い音が、住民に六七のない不快感を与えていました。

これが次第に危険になると、例えばスーパー・ホーネットなどは、殆ど100デシベルを超えて、爆音飛行や低空飛行の時には、110デシベルから120デシベルを記録します。

まさに爆音という暴力にさらされている状態に置かれます。

2.この日常的に行われている訓練のほかに、米空母が横須賀を出港するときに行なう、N.L.P.・F.C.L.P.と呼ばれる集中訓練があります。これは、軍用機が着陸場を甲板に見立ててタッチアンドゴーを繰り返す練習訓練のことを指します。これが行われると、基地周辺は数分おきに戦闘機等が飛び交い、異常な騒音になります。

3.時間の関係上この集中訓練の状況については割愛させていただきますが私たち原告の日常生活は、このような厚木基地の見え間ない爆音のもとにあり、被害は我慢の限界を超え、しかも鬱々が受けける被害の実態は、多種多様です。実例をあげればきりありません。

この周辺住民の受けている共通被害は、自分で自分を守る術のない空から襲ってくる被害なのです。加害者の米軍や国は、防護状態の住民の痛みを全く知らりとしていません。

第3 進行する基地機能の強化と拡大する基地被害

1.厚木基地の爆音は、過去3回の裁判で、いずれも「違法状態にある」とした司法の既存判決が示されています。特に第三次訴訟では、「国は違法状態の爆音を放置するため真摯な努力をしているとは言えない」と国の怠慢を厳しく指摘しています。

にもかかわらず、違法状態の爆音は改善されるどころか、むしろ拡大強化される方向に動いています。

この背景には、米海軍軍司監の強化という政治の流れがあり、これに連動して基地の機能は強化されてきました。

2.そして今まで安全性に大きな疑問が持たれているあのオスプレイが、再びわたくし厚木基地に飛来しています。

恐らく近い将来、私たちの上空で飛行訓練が実施されることになると思います。となると、周辺住民は、これまでの暴行被害のうえに、オスプレイの墜落や事故に対するさらなる不安を押しつけられることになります。

3.これらの事例にあるように、私たち住民は、基地がある限りその被害から解放されることはない状態に押し込められています。

第4 控訴審に望むこと

1.控訴審を迎えるに当たり、私は、國の控訴理由書を読みました。

國は地裁判決を、全面的に否定した反論をえと述べていますが、違法状態の爆音を放置し、住民の生活を侵し続けてきた國が、「よくまあこんな主張ができるなあ！」と呆れる思いがしました。

2.私たち原告が、この控訴審で期待している事は、横浜地裁判決に沿っている真実を、本控訴審でもう一度示して戴きたいという願いです。

横浜地裁は、基地周辺住民の飛行差止めを求める声に向き合い、自衛隊機の深夜、早朝の差止めを言い渡しました。

横浜地裁が自衛隊機の飛行を制限したことの真意は、自衛隊機よりはるかに激甚な音を発し、生息の生活を脅かしている米軍機に対して、当然飛行制限がされるべきだ、と目に示しているのだと思っていました。

その意味で私たち原告は、一部差止めを認める面倒な判断を下した横浜地裁を気が晴れる思いで評価しています。

裁判長、この基地周辺の深刻な被害を根本的に防ぐためには、飛行差止めしかありません。

私たち原告がこの裁判で何よりも強く求めているのは、爆音による被害の根絶、すなわち飛行差止めなのです。

ぜひ東京高裁の場で、地裁判決では踏み込めたかった米軍機の飛行差止めについても、自衛隊機と同様、基地周辺住民の声に向き合った判断を命じられ、司法の尊厳を広く示していただくことを切願し、私の意見陳述とします。

以上

意見陳述書

大和市在住：平島 香さん



1.私は、31年前、結婚を機に、夫の実家である南林間に移り住みました。南林間に暮らすようになって間もなく、今までに経験したことがない轟音や、日常の暮らしの上を、爆音を藉かせながら専用機が行き交う異様な光景に、衝撃を受けました。

移り住んで数年後、「静かな空を一日も早く」と切に願うようになり、厚木基地爆音訴訟に参加することにしました。

2.爆音は、その下で暮らす者の心身の不調に、追いつらをかけるものです。

私は、以前に、貧血により仮想性頭蓋骨骨折する怪我や、一年間白血病を余儀なくされる手術を受けました。これらの後遺症もあり、今も時々、頭痛や首の痛み、腹痛、腰痛などがひどくなり、寝込むことがあります。枕に頭をつけて寝ていると、いつもは上から縫いでくる轟音が、地の底からも響いてくるよう感じられます。轟音が満ちるカプセルの中に閉じ込められたような感覺になり、鳥が詰まります。じっと頭痛や吐き気に耐えているところに轟音。やっと、うつらうつらしているところに轟音。さらに、朝起にいたる深夜にも轟音。回復しようとしている気力・体力が削がれ、気持ちは追い込まれていくようになります。

数日休んでいる私でさえこの辛さなのに、長く療養している方はどんなに辛い思いをしていることでしょう。

3.私の鄰里の月について、話をさせていただきます。

我が家に住む私の母は、25年前に下半身完全麻痺になつてからは、離れて生む私との電話をとても楽しみにしていました。

はじめて電話越しに轟音を聞いた母は、「何の音！？」と驚きの声をあげ、「すさまじい音だねえ。住民はよく黙っているねえ。」と言いました。私は、「住民も声をあげているけれど、やめてくれないのよ。」と言いました。轟音の度に、会話は川折。母は、ジット黙が遅のき、轟音が止ままで行っていました。

徐々に母の耳は遠くなり、5年ほど前から体力や認知力も落ち、電話は疎くなりました。その煩い電話の最中にも轟音。私が「飛行機の音で聞こえないから、話すの待って。」と言っても、母は意味がわからず、電話を切ってしまいます。私と話すと具合が悪くなる、と言っていた母。「ごめんね、お母さん。力及ばずで、悲しい思いをさせてしまって。」私は、切なくなり、心中で詫びました。

轟音は取り戻すことができない時間を奪います。

4.私は発達障害の成人の方の生活支援、児童発達支援のお子さんの学習支援をしていますが、そのときも轟音に悩まされます。

成人的の方たちの外出行事のときに、轟音とともに飛行機が飛来すると、耳を塞ぎざくざくしてしまう方がいます。会話が中断され皆が黙口になり、楽しい行事の行事が暗いものになってしまいます。

発達障害のお子さんは、予期していない刺激は苦手です。轟音が覚にえてしまうと、混乱し、学習は中断。もとのリズムを取り戻すために、私も子どもたちも、新たな時間と努力をすることになります。

5.今年の8月、近所の友人宅に、お孫さんの半産期旅行に行きました。穏やかな顔をして眠っている生後間もない赤ちゃん。見ている私たちも穏やかな気持ちになり、柔らかな空気が流れます。ところが、轟音が部屋に響いてきた時、空気は一変しました。飛行機が飛ぶたびに、その可愛らしい顔が歪むのです。このいたいけな子に、私達大人は何ということをしているのでしょうか。

6.轟音は、住民の生活に支障をきたし、心身に苦痛を与え、心身を害します。心身に不自由さを抱えている人には、一層辛いものです。けれども、そうした住民の大半が、抗議の声をあげる術や機会を得ることもできず、じっと耐えているのが現実です。

裁判長、耐え難い轟音にさらされている私達住民一人ひとりの苦しみに寄り添った、此の迺った判決を示してくださいますよう、お願ひいたします。

以上

防音工事の調査に協力を





『戦争をさせない』

私たちは平和主義を、そして命を守ります！憲法理念の実現をめざす第51回大会（誠意大会）が、長良川国際会場をメイン会場に、全国から2000人が参加して1月1日から3日まで開催されました。誠意大会には両国、四次訴訟からも代表を派遣しているため、今日は私が参加しました。そのため、ノック長会議には参加できず懇意でしたが、その分、しっかりと、分科会では「四次訴訟の抑止判決の報告」や「支援いただいた全国の仲間への御礼」「オスプレイの厚木基地飛来と我々の取り組み」などを発言できました。尚、神奈川からの大会に平和運動センター会員の35名の代表団で参加しました。

開会総会・分科会報告

2日目の分科会などの報告です。

11月1日の岐阜は、大粒かんの雨が落ちる荒天で、岐阜駅前からバスに乗るまでにかなり雨に打たれる移動でした。開会総会会場の長良川国際会場では全国・岐阜からの2000人が集まっていました。全国47都道府県持ち回りで行われる誠意大会の、岐阜県での開催は初めてということで主催県の意気込みを感じる開会総会でした。

開会総会前段のオープニングは、シャンソン歌手の今里皆さんのコンサート。今里さんは、ファッショナブルな衣装、熱い歌唱、略妙なおしゃべりで参加者に安倍首相と内閣メンバーの非道を語りました。

開会総会は、総合司会の大庭米男、森林労連書記次長と、岐阜県実行委員会の佐藤喜一、自治労岐阜本部副委員長のもとで進行。最初に、福山真幼、実行委員長の土橋者あいさつ、つづいて、河合良房、岐阜県実行委員長（井辻士）の地元あいさつ。初日五月、民主党最高顧問、吉田忠智、社会民主党幹事の連帯あいさつ。また、大会への連帯メッセージが吉野伸明・連合会長、立憲フォーラム代表の近藤昭一衆議院議員などから寄せられていることが報告されました。これらを受けて、森本泰成実行委員会事務局長が基調演説し、歓迎歓迎を呼びかけました。

開会総会に引き続いて出された「戦後70年に向けて、私たちが確認しなくてはならないもの」歴史認識、憲法、声援、脱原発」上題したシンポジウムには、大会実行委員長を務める福山真幼、平和フォーラム代表を司会、コーディネーター。パネリストは、弁護士で戦争をさせない1000人委員会事務局も務める内田雅敏さんと、憲法学学者で名古屋学院大学准教授の鶴島烈さん。内田さんは安倍首相が握手を認めるが口戦話が戦後の保守内閣のもとでも積みあげられてきたものであることを指摘しました。また、鶴島さんは集団的自衛権をめぐる問題について提起しました。

大会終了後、雨の中、会場から長良川河川の公園までで不行進を行い、「11.『憲法・平和を守る1000人集会』を開きました。横断幕やプラカードを手にした参加者は「集団的自衛権の行使容認反対！」「戦争は絶対にさせない！」「特定秘密保護法の廃止！」などのシャブレヒコールをしながら、デモ行進で市民に訴えました。

公園で開かれた集会で、主催者あいさつに立った河合良房、実行委員長は「女性被爆者の歩きを止めるため、岐阜で全国から集まってきたアーチャー達との意義は大きい。私の所属する弁護士会でも西原への訴えを丁寧している。もっと周囲の人々に理解を求めよう」と呼びかけました。

来賓あいさつで内田雅敏、戦争をさせない1000人委員会事務局長や、福山真幼、平和フォーラム共同代表も「日本の保守派が軍事一体化をめざして危険な道をたどっている。こんな政権を許すわけにはいかない。脱原発を含めて徹底的に対決していく」と訴えました。

さらに、「戦争をさせない1000人委員会核爆発実行委員会の高橋恵、共同代表も、「天下分け目の合戦になった岡ヶ原の岐阜から、安倍政権と闘おう」と強調しました。最後に「安倍改憲を即刻退陣させましょう」と訴える集会アピールを確認して終了しました。

2日目は分科会と基地ネットの全国交流集会。出席した第1分科会のテーマは「非核・平和・安全保障」東京新聞論説委員の半田裕さんが講演、日本ガイドライン（防衛省新指針）再改定を安保関連法制整備に先行させる政府の方針について、「半端が選」だと批判。「ここまで我が国がアメリカの戦争に協力しますという約束が如に次まってしまう」と述べました。そして、茨城内閣の集団的自衛権容認の憲法解釈変更動議が厳しく批判しました。

質問

討論の時間に私、金子豊貴男から、今年2月の大雪時に厚木基地隣接の日本飛行機厚木工場格納庫の屋根がつぶれ、中で定期整備中の自衛隊機、米軍機のP-3C対潜哨戒機が大破したことについて触れ、米本国の米軍P-3C哨戒機が厚木基地を利用して、日本飛行機厚木工場で点検整備されている実情、オスプレイの整備工場を木更津の米軍基地に作ろうとしている状況などを質問しました。半田さんからは木更津基地の状況や陸上、大磯航空などの動きも含め、国際入札の状況などについて詳しく報告があり、大変参考になりました。

午後の基地ネットの交流集会では「神奈川からの報告」を担当、北海道、東京、横浜などの報告に続き「四次訴訟の横浜地裁判決の経過や今回の仲間の支援に対するお礼」と横須賀の動き、「原子力空母ジョージ・ワシントンの来年の核燃料交換のための保固の動きや代わりに原子力空母ミナルド・レーガンを配備する動き」、「オスプレイの厚木基地への飛来の状況や抗議行動、山梨、北富士、静岡、東富士、東京、横浜、神奈川、の連携強化」などを報告しました。

3日目の開会総会では神奈川平和運動センター事務局長の小原廣一さんから「オスプレイ訓練・配備反対」の取り組みの報告、沖縄、辺野古、戦争をさせない1000人委員会、信州の報告、移住人強制強制、強制労働犠牲者追悼碑の撤去反対の取り組み、群馬の報告が行われ、二日前の誠意大会は閉幕となりました。尚、来年、第2回大会は1月15日から青森で開くことが決まりました。

2015年1月8日（木）高等裁判所による現地進行協議が行われます

日 時：2015年1月18日（日）13時30分～
ところ：大和市生浜学習センター 207号室
会費：1,000円
親睦会、抽選（空くじなし）など
参加申込：1月14日（水）までに「名支部長」または「訴訟回事務所」へ郵便申込下さい。
(期限厳守) でお願いします。



裁判所内の裁判官が訪れて暴言の実態を体験してもらいます。

地域の皆さんには歴史のひどさや、落丁物の怖さ、墜落の恐怖に脅えながら生活をしている様子を訴えるチャンスでもあります。

団体や裁判官に強烈な暴言の実態を認めてもらうことの重要性が問われる場でもありますので、多くの皆さんのが参加をお願い致します。

参見される方は地域の支部又は事務所まで参加希望をお知らせ下さい。



報告
斎藤 昌氏さん

全国基地爆音訴訟原告団事務局長会議報告

全国基地爆音訴訟原告団事務局長会議の事務局長会議が11月4日、喜士浦爆音訴訟原告団（沖縄市）で開催されました。沖縄では辺野古新基地建設反対運動が大きくなり盛り上がる中で、県知事選挙と辺野古禁り条例が行われており、この間を支障するため各原告団から夜勤以外の参加もあり、喜士浦選挙からは5名が参加しました。

事務局長会議では、政府交渉（外務・防衛・環境省）の要求内容と、交渉のあり方について話し合いが行われました。

政府・閣僚への要求

- ① 沖縄空機騒音被害に対する抜本的対策、
- ② 日米合同委員会合意等の遵守と実行、
- ③ 基地周辺住民の安心の保障、
- ④ オスプレイの配備・訓練の中止、
- ⑤ 大軍需基地の航空飛行制限全面禁じ、
- ⑥ 喜士浦の無条件返還などを在り、
- ⑦ 基地被害の解消にむけた要求をまとめていました。

また交渉のあり方にいては、「県民補佐以下の職員しか委託に出でて来ないが、責任ある上層部の出席を求める」、「これまでいくつも請願を重ねても担当にあしらわれる懼れがあり、要求を絞る」、全国総行動にはこれまで通り参加するが、全国基地連独自の取り組みで、毎年政府要請行動を行うなどとの意見が山され、来年2月を目標に交渉していくことを踏まえました。

次に各原告団からの報告が行われ、厚木

原告団として、年3回行われるMV22オスプレイの厚木飛来に対し、施設・施設行動を統合監視の飛行実績を指摘し、オスプレイの飛来以上と飛行情報の開示を求めていること、「また第4回厚木爆音訴訟の控訴審にむけ

ての民事訴訟による自衛隊機の禁止請求は意欲であること、

② 来年度の禁止請求（民事・行政訴訟）を訴えるものではない第二者の行為の差止を請求することを報告しました。

各原告団からの報告ではオスプレイの飛行訓練を全国対象でやめている政

府や米軍の行動が明らかになり、飛来・訓練阻止、配備撤収を行った全国基地連の共同行動の重要性を認識しました。

2日目（11月5日）は、辺野古新基地建設反対運動で、安政憲代議へリ基地反対窓口にて、辺野古の空港の空港運営による別個水域の底火に伴う刑罰強化法攻撃を非暴力・協調闘争で防み、「辺野古新基地建設を絶対止める」との決意をうかがいました。

その後、米軍キャンプ・シコリ前での座り込み、抗議行動に参加しました。ゲートに沿って並び、赤道に就きと結ぶる人たちの表情の写るさが印象的でした。アントに着くと喜田全国基地連代表・喜田吉田氏が「オスプレイが沖縄の負担軽減を実現させた」と発言され、沖縄を含む全国民間が辺野古での飛行を実現させているが、辺野古での飛行を実現させたと連帯の挨拶を行いました。

全国から次々と支援者が訪れていましたが、ただ支援に駆けつけるだけではなく、ここから反基地闘争が全国に広がっていることを実感しました。私たちもこの感動を手にそれだけで終わらすには絶対に嫌でした。

余川での闘いの様にしていかなければならぬことを確約しました。

辺野古は午後から御嶽原和彦監修の反対行動に参加しました。そして最後に参加者全員がオナガ選手の落選を激励し、選手に着きました。

新基地反対デモに参加（撮影・斎藤昌氏）



東京高裁第1回頭弁論開廷される

第四次厚木爆音訴訟はいよいよ東京高裁に移り、11月27日第1回頭弁論が開催されました。今回の東京高裁判では、以下2つの点について重要な項目が決めされました。

第1審目はとにかく委任状、及び承認委任状の提出を早く裁判所に出すように求められました。

委任状は検査官で百ひ半社士が被訴の代理人として活動するため、新たに原告全員の「訴訟委任状」が必要となります。

なお、参考までに5月21日の横浜地裁で出された民事訴訟の賠償金判決は（原告一人当たり）W値95で1ヶ月当たり2万円/W値90で1ヶ月当たり1万8000円/W値85で1ヶ月当たり1万2000円/W値80で1ヶ月当たり8000円/W値75で1ヶ月当たり4000円の総額70億円の賠償命令が出ました。

第2審目は現地検証（進行協議）ですが正月の1月8日11時から16時30分まで両側と北側を検証する予定です。ジョージワシントンは2015年3月頃まで機械室に入居しているが当日は艦載機の爆音が裁判官に体験できるか疑問である。

第3審目は審議日程ですが辺野古裁判長は、第1回11月27日から始まり、第2回の5月14日11時弁論まで約半年で審議を進める速さです。原告の主張がどこまで届くか若干不安のある審議日程ですが多くの原告で70名の傍聴席を埋めて頂たい。

次回からの口頭弁論日程は下記の通りです。短期間の口頭弁論日程です、原告のさらなる協力と大きなご支援をお願い申し上げます。

原告団活動日誌

10月30日	原告団コース4号発行／北大三会議
11月1日	ブロック長会議（海老名市商工会前）／懇親会参加
11月4～5日	全国基地爆音原告団連絡会議／事務局委員会開催（沖縄）・辺野古辺り込み運動／会場打ち合わせ（森永大、吉田）
11月5日	オスプレイ4機・厚木基地出来（電気設備「みらいのアート」（電気機器）参加のため）
11月9日	銅鏡的口頭進行状況説明会（向立行政）中央林間駅）参加
11月10日	オスプレイ4機・厚木基地出来（電気設備）で皆人間基地へ）
11月11日	弁護士打ち合わせ（電気設備）／執筆されない（向立行政）参加
11月12日	県央共闘幹事会 参加
11月13日	役員会議
11月14日	委任状個別協議（弁護士、事務局）／御嶽原和彦監修の民事訴訟のなか 参加
11月15日	委任状個別協議（弁護士、事務局）
11月17日	委任状提出（同日）
11月18日	委任状監修説明（弁護士、事務局）
11月19日	弁護理会議
11月26日	第2回進行協議（東京高裁）／森井ジョージワシントン横須賀基地入津
11月27日	第1回頭弁論（東京高裁）第1回進行協議
11月28日	東京の自衛隊行安警視を巡回させる市営バス（大手町）参加
11月29日	委任状 調査協助（事務局）
11月30日	平和センター賛賛ノック詫金 参加
12月1日	辺野古打ち合わせ（8月現地進行協議）
12月2日	弁渡上竹打ち合わせ（吉田）
12月4日	オスプレイ作戦委員会 参加
12月5日	牛糞糞便収集会
12月6日	委任状 調査協助（事務局）
12月7日	委任状 調査協助（事務局）
12月8日	辺野古会議／会場打ち合わせ（辺野古下迫）／会場打ち合わせ（森永）

口頭弁論の日程は下記の通りです

進行協議*1月8日(木)	10時00分～17時00分
(現地進行協議)	
第2回 口頭弁論*2月5日(木)	15時00分
第3回 口頭弁論*3月19日(木)	10時00分～終日
(原告意見陳述)	
第4回 口頭弁論*5月14日(木)	13時30分～15時00分